地域主権改革(保育所関係)について

〇 地方分権改革推進委員会の勧告内容(平成21年10月7日)

保育所の基準について、廃止又は条例委任する。



〇 地方分権改革推進計画の内容(平成21年12月15日閣議決定)

保育所の最低基準は条例で都道府県、指定都市、中核市が定める。その際、

- 1. 〇保育士の配置基準 〇居室の面積基準(乳児室1.65㎡、ほふく室3.3㎡、2歳以上の保育室1.98㎡)
 - 〇保育の内容(保育指針)、調理室(自園調理) などについては、<u>国の基準と同じ内容でなければならない</u>。
- 2. 〇屋外遊戯場の設置 〇必要な用具の備え付け 〇耐火上の基準
 - 〇保育時間 〇保護者との密接な連絡 などについては、国の基準を参考にすればよい。
- 3. ただし、居室の面積基準については、東京等の一部の地域に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、合理的な理由がある範囲内で、国の基準と異なる内容を定めることができる。
- → 地域主権改革推進整備法案(平成22年3月5日閣議決定)を、第174回通常国会に提出。 ⇒ 衆議院で継続審議

〇 地域主権戦略大綱の内容(平成22年6月22日閣議決定)

特定都道府県及び特定市町村の策定する保育計画の公表について、現行制度で年1回以上の公表が義務づけられていたものを、努力義務化する。

→ 所要の法案について検討中。